



有限会社ライフ・コンパス（以下、「乙」という）内の教育関連のアカデミー部門（以下、「LCA」という）が提供する、他社提携セミナー、自社セミナー、研究会、ワークショップなど（以下、あわせて「知的情報セミナー」という）を受講するにあたって、受講希望者と乙との間に契約条件が規定（以下、「本規約」という）されています。受講希望者は、本規約の内容をご理解いただき、すべての条件に同意の上ご参加をお願いします。

第一条（知的情報セミナーの申込）

1. 受講希望者は、乙の運営するウェブサイト上に掲載する手続き、ならびに乙が定めるその他の手続に従って、受講申込を行い、個人情報について正確かつ最新の情報を、乙が定める申込書などに記載して、乙に提供するものとする。

第二条（知的情報セミナー申込の承諾）

1. 乙は、第一条に規定する受講申込に対し、乙が定める審査基準に基づき、知的情報セミナー受講希望者の審査をするものとし、当該審査の結果、当該受講申込を承諾する場合には、受講希望者に対し知的情報セミナーの受講を許諾する旨を、電子メール、電話、ファクスなどにより通知するものとする。

第三条（規約の同意と変更）

1. 知的情報セミナー受講の申込をして、乙が承諾したすべての申込者は、本規約の内容を承諾したものとする。
2. 乙は、知的情報セミナーの受講者（以下、「甲」とする）にあらかじめ通知を行うことにより、本規約を変更できるものとする。本規約の変更が通知された後に、甲が、乙の運営する知的情報セミナーに参加した場合には、甲は、当該変更された規約に同意したものとみなされ、変更後の規約が甲に適用される。

第四条（知的情報活動内容に関する権利）

1. 乙が提供する知的情報セミナーの内容に含まれる一切のノウハウ、アイディア、技術技能に関する知的情報、教材、書籍、ビデオなどの記録媒体に含まれる一切の著作物、名称及び標章についての著作権および商標権、その他の知的財産的権利はすべて乙に帰属するものとし、甲は、これらの権利を侵害する行為を行ってはならないものとする。
2. 甲は、知的情報セミナーの内容を、いかなる方法においても、乙が提供する知的情報活動及び私的利用の範囲を超え、もしくはその範囲外で使用し、または第三者に対して有償、無償を問わず、貸与、頒布、販売、譲渡等を行ってはならないものとする。
3. 甲は、乙が許可する場合を除き、知的情報セミナーに係る講義の内容を録音、録画、撮影できないものとする。
4. 甲は、乙が許可する場合を除き、私的学習以外の目的で、知的情報セミナーの教材、資料



を複製できないものとする。

5. 甲は、知的情報セミナーの受講に際して、他の受講者から習得した一切の個人情報について、いかなる第三者にも開示、または漏えいしてはならないものとする。
6. 甲は、乙が認定し契約するインストラクター、ならびに指導員でなければ、有償、無償を問わず知的情報活動の内容を開示または教授することはできないものとする。
7. 乙が運営するウェブサイトからの引用は、甲のうち認定者に限るものとする。引用する際は出典を明記し、コンテンツの編集・加工は一切認めないものとする。
8. 甲が、前 7 項に反する行為を行った場合、甲は、乙が法令に基づき請求することのできる損害賠償額に加え、法令で容認される限度で、乙が相当と認める金額を、乙に対し違約金として支払うものとする。
9. 乙は、知的情報セミナーの受講風景を、カメラやビデオなどで撮影し、記録する場合がある。記録した映像は、乙運営セミナーの案内を目的とし、DM やウェブサイトなどの各種広告媒体やセミナー教材などに利用することとして、その他の目的には利用しない。甲は、記録された受講者の映像が上記の目的の範囲内で使用されること、および当該映像に対する一切の権利が、乙に帰属することを承諾するものとする。
10. 甲は、乙が運営する知的情報セミナーの案内を目的とした各種広告媒体、セミナー教材などの一部に使用すること等の使用目的を明示した提供の求めに応じ、受講者アンケート、感想文、その他受講者が作成した文章など（以下、単に「文章等」といいます）を乙に提出した場合において、当該甲の文章等が上記の範囲内で使用されること、および、当該文章等に対する権利が乙に帰属することを承諾するものとする。この場合において、乙は甲に対して、文章等の使用に係る対価、報酬その他一切の金銭的義務を負わないものとする。

第五条（知的情報セミナー受講資格の中断・取消）

1. 甲が、本規約第四条第 1 項乃至第 7 項に反する行為を行った場合、乙は直ちに本規約に定める契約を解除し、知的情報セミナー受講資格を停止、または将来に向かって取り消すことができるものとする。
2. その他、甲が以下の項目に該当する場合、乙は直ちに契約を解除し、知的情報セミナー受講資格を停止、または将来に向かって取り消すことができるものとする。
 - ① 本規約に違反した場合。
 - ② 甲として不適切と乙が判断した場合。
 - ③ 乙の承諾なしに知的情報活動を、乙の関連事業以外の同業および類似業者への売り込み・勧誘など、私的または第三者の宣伝および営利目的の場として利用した場合。（宗教、他団体のセミナー、研究会、勉強会など、乙の知的情報活動以外の勧誘及び乙関連商品以外の販売、案内などを含む。）
 - ④ 他人に知的情報セミナーの教材および資料を、有償、無償を問わず貸与または譲渡その他の方法で利用させた場合。



- ⑤ その他、乙の権利を害し、または品位を著しく傷つけた場合。

第六条（返金・キャンセル規定）

1. LCA 主催のセミナー、および研究会のキャンセルポリシーについては以下の通り定める。
- ① セミナー、および研究会申し込み後、甲の都合により受講をキャンセルする場合、入金済みの受講料については、下記のキャンセル料を差し引いた額を返金する。
- 開催日 4 日前まで・・・無料
開催日 2～3 日前・・・受講料の 30%
開催日前日・・・・・・・・受講料の 50%
開催日当日・・・・・・・・受講料の 100%（返金なし）
無断キャンセル・・・・・・・・受講料の 100%（返金なし）
- ※例えば、セミナー開催日が 15 日の場合、LCA 事務局への連絡が 11 日までの場合無料、12 日・13 日の場合 30%、14 日の場合 50%、15 日の場合 100%とする。
- ② 銀行振込にて返金の場合、申は事務手数料として 1,000 円+消費税を負担する。
2. LCA が提供する知的情報セミナーに、個別のキャンセルポリシーが定められている場合は、そちらが適用される。

第七条（セミナーの中止・中断および変更）

- ① 乙は、知的情報セミナーの運営上やむを得ない場合には、受講者に事前の通知なく、セミナーを中止・中断できるものとする。
- ② 前項の場合には、乙は知的情報セミナーの中止または中断決定後 14 営業日以内に、当該知的情報セミナーについての受講料金を返金する。但し、乙の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負わないものとする。
- ③ 乙は、諸条件により、事前の通知なしに知的情報セミナーの会場を変更する場合がある。

第八条（協議）

本規約に定めのない事項その他本規約の解釈に疑義を生じた場合には、甲乙誠実に協議を行い、円満に解決を図るものとする。

私（甲）、_____は、上記の規約を熟読し理解した上で、乙との契約を交わすことに同意します。

甲（住所）_____

契約年月日： _____年 月 日